

新型コロナウイルス対策給付金のお知らせ

安曇野市の感染拡大防止対策と経済活動の継続に向け、次の事業に取り組みます。対象となる皆さまは、期限内に申請ください。☎商工労政課 ☎71・2041

信州の安心なお店認証取得応援給付金 ID 82812

- 対象者** 以下の要件をすべて満たす人
 ①市内に事業所を有する法人または個人事業者で、継続して事業を行う意思を有する人
 ②「信州の安心なお店」の認証を受けており、継続した感染拡大防止対策に努めている人
- 給付金額** 10万円 ※申請は1店舗につき1回限り
- 申請方法** 申請書類を市商工会窓口へ直接持参。受付時間は平日午前10時から午後4時まで。申請書は市商工会、市商工労政課または市HPから入手できます
- 申請先** 穂高商工会館、豊科商工会館
- 申請期限** 2月15日(火)



第2弾飲食店等納入事業者応援給付金 ID 82814

- 対象者** 以下の要件をすべて満たす人
 ①国の緊急事態宣言や県の感染警戒レベル5の指定により、本年8月または9月の売上が前年(前々年)同月比で20%以上減少している人
 ②①の原因が飲食店・宿泊業者との直接取引による割合が前年または前々年同月比で10%以上の人
 ③市内に事業所を有する法人または個人事業主、あるいは市に住民票を有する個人事業主
 ④感染症拡大防止策を講じ継続して営業を行う意思を有する人
- 給付金額** 法人20万円、個人事業者10万円 ※申請は1回限り
- 申請方法** 申請書類を市商工会窓口へ直接持参。受付時間は平日午前10時から午後4時まで。申請書は市商工会、市商工労政課または市HPから入手できます
- 申請先** 穂高商工会館、豊科商工会館
- 申請期限** 12月28日(火)



新型コロナウイルス感染症対策備品等購入補助金 ID 82978

- 対象者** 以下の要件をすべて満たす人
 ①市内に主たる事業所を有し店舗や施設等の運営を行うもので、事業経営の主体である法人または個人
 ②長野県の「信州の安心なお店」認証の取得、あるいは「新型コロナウイルス対策推進宣言の店」または市の「安曇野つなぐプロジェクト」に参画している人
- 対象経費** 接触感染予防対策(サーマルカメラ、非接触体温計、セルフレジ等)、換気による感染予防対策(サーキュレーター、空気清浄機等)の購入費用 ※消耗品は補助対象外
- 補助率** 補助対象経費の2分の1(1事業者あたり上限10万円、下限1万円)
- 申請方法** 申請書類を市商工労政課窓口へ直接持参。受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分まで。申請書は商工労政課窓口または市HPから入手できます
- 申請先** 商工労政課
- 申請期限** 2月28日(月) ※購入前に申請ください



第2弾 (8・9月分) 特別応援金

長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金

- 対象者** コロナ禍の影響により売上が大きく減少している県内の中小事業者
- 条件** ①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年8月・9月のいずれかの月が、前年または前々年同月と比較して50%以上減少していること
 ②国の月次支援金の8月・9月分を申請していないこと
 ③扶養者でないこと
 ※その他の詳細は申請要領を参照してください。
- 給付上限額** 中小法人等40万円、個人事業者20万円 ※申請は1回限り
- 申請方法** 必要書類を簡易書留等により郵送(直接の持込はできません) 申請書は長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金公式HPまたは市商工労政課、最寄りの商工会、県松本地域振興局商工観光課で入手できます。
- 申請先** 〒380-0824 長野市南石堂町1293 長栄南石堂ビル8階 長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金(第2弾)事務局
- 申請期限** 11月30日(火) 消印有効
- 問い合わせ** 長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金(第2弾)事務局 ☎026・262・1807 受付時間は、午前9時15分~午後5時15分(土日・祝日を除く)



長野県新型コロナウイルス中小企業者等特別応援金事務局HP

ご利用ください!



信州まつもと空港冬期利用促進助成金

信州まつもと空港定期便を2人以上で利用したグループに助成金を交付します。

対象者 協議会加盟市町村※に居住または通勤・通学する人で構成する2人以上のグループ(団体券は対象外)で、11月1日(月)から2月28日(月)の期間に搭乗する人

助成金額 (1名あたり)	札幌線・福岡線		神戸線	
	往復利用	片道利用	往復利用	片道利用
	5,000円	2,000円	3,000円	1,500円

協議会加盟市町村(4市2町8村)
 松本市、安曇野市、大町市、塩尻市、池田町、木曾町、筑北村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、松川村、白馬村、小谷村

※先着順。予算額に達した時点で締め切り。

申請方法 旅行終了後3月15日(火)までに、申請書に人数分の搭乗券の半券を添付し、観光交流促進課へ提出。申請書は同課窓口または市HPから入手できます。なお、助成金は予算額に達した時点で締め切りとなります。

問い合わせ 観光交流促進課 ☎71・2053 ID 57167

一緒に考えてみませんか? 空き家のこと、相続のこと 司法書士による「空き家問題110番」

長野県青年司法書士協議会では、空き家に関する電話無料相談会「空き家問題110番」を行います。司法書士が相続や遺言、不動産登記の専門性を活かして、「空き家の売却や賃貸などはできるか」、「今後空き家となった場合どうすれば良いか」などの空き家問題の解決をお手伝いします。

開催日時 12月11日(土) 午前10時から午後4時 専用電話 ☎0120・448・788